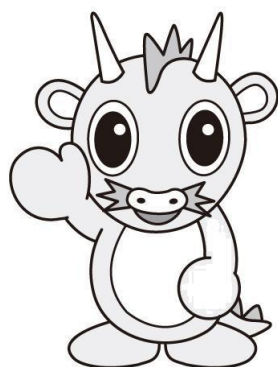


令和8年4月入学予定者対象

さいたま市入学準備金貸付けのご案内



さいたま市では、学ぶ意欲を持ちながら家庭の経済的理由により修学費用にお困りの生徒・学生に、審査のうえ入学準備金を無利子でお貸ししています。申請期間は、9月、12月の年2回です。

対象となるのは、令和8年4月に高等学校、高等専門学校、大学・短期大学又は専修学校への進学を希望（予定）している生徒・学生です。

お問合せ、申請書提出先は

さいたま市教育委員会事務局 学事課 教育費支援係

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市役所第二別館1階

TEL 048-829-1647（直通）

FAX 048-829-1990

令和元年9月以降に本市の大学等の貸付けを受けた方で、市内在住や在学時の成績などの要件を満たした場合には、返還開始前に申請することで返還金が一部免除となる制度が利用できます。

【貸付申請ができる方】

次のそれぞれの要件を満たす方です（申請後に審査があります。）。

- ◎ 本人（＝生徒・学生）又は保護者が市内に居住しており、家庭の経済的な理由により入学時の費用の負担が困難な方。
- ◎ 令和8年4月に高等学校、高等専門学校、大学・短期大学又は専修学校へ進学希望の方。
ただし、専修学校は、学校教育法第124条に規定された学校で、正規の修業期間が2年以上の高等課程又は専門課程に限ります。
 - （注1） 高等学校・高等専門学校・大学・短期大学は、学校教育法第1条に規定された学校に限ります。
 - （注2） 生活保護受給世帯の方で国公立高等学校に進学される場合は貸付け対象外となります。
 - （注3） 大学院、各種学校、海外留学、外国人留学生は貸付け対象外です。
 - （注4） さいたま市奨学金との併用貸付けはできません。
 - （注5） 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の就学支度金との併用貸付けはできません。
 - （注6） さいたま市入学準備金・奨学金の滞納がある場合は貸付けできません。

【貸付金額】

区 分	金 額
高等学校、高等専門学校 専修学校（高等課程）	200,000円以下
大 学、短期大学 専修学校（専門課程）	400,000円以下

【申請期間】

第1回募集

- ◎ **大学、短期大学、専修学校（専門課程）で、12月18日（木）までに合格発表が見込まれる方のみ対象**
令和7年9月10日（水）から9月30日（火）まで

第2回募集

- ◎ **高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）、大学、短期大学、専修学校（専門課程）に入学予定の方が対象**
令和7年12月4日（木）から12月23日（火）まで

【申請先】

教育委員会事務局学事課（さいたま市役所第二別館1階）に**申請書類を持参**してください。

- ※ 生徒・学生本人又は代理人（保護者・同居の親族に限る）が持参してください。
- ※ 郵送による申請書の提出は受け付けられません。
- ※ 書類に不備がある場合は、受け付けられません。**日程に余裕をもって**申請してください。
- ※ 学事課以外（区役所や支所、市民の窓口等）では、受け付けしておりません。
- ※ 申請に必要なコピー等の費用はご自身で負担してください。

【申請時に提出する書類】

① 貸付申請書（市の所定の書式）

- ・ 別紙申請書記入例・注意事項を参照し、**「保護者」欄は保護者が、その他の欄は生徒・学生本人**が、油性ボールペン等消せないもので記入してください。
- ・ 書き損じた場合には、二重線を引いて訂正し、**二重線の近くに本人の署名を行ってください。**
なお、**修正液・修正テープ等は使わないでください。**

② 令和7年度 市民税・県民税 所得・課税（非課税）証明書（全部事項証明書）【原本】

- ・ 各市税事務所（各区役所市税の窓口）、各支所、各市民の窓口で発行しています。
 - ・ 発行から3か月以内のものに限ります。
 - ・ **同居、別居を問わず、本人及び生計維持者（※）全員分を提出してください。**ただし、世帯主等に税法上扶養されている方で、収入がない場合は、提出を省略することができます。
 - ・ 生計維持者が病気等により就労が困難、失業などの家計急変事由に該当する場合には、直近の収入により審査することができます。詳しくは学事課までお問い合わせください。
- ※ 生計維持者とは、生徒・学生の学費や生活費を負担する人を指し、原則として父母がこれに当たります。生計維持者が父又は母のいずれか1名となる主なケースは、父又は母と死別している場合、父母の離婚等により父又は母と生徒・学生が別生計となっている場合、などが該当します。
- （注1） 令和7年1月1日現在でさいたま市以外に住所のあった方は、令和7年1月1日現在の住所地の市区町村で証明書の発行を受けてください。（市区町村で名称の異なる場合があります）
- （注2） 「給与所得の源泉徴収票」、「所得税確定申告書（控）」等では受け付けできません。

③ 高校生以上の方の学生証のコピー

生計を一にする方の中で（本人・きょうだい等）、高等学校、高等専門学校、大学・短期大学又は専修学校に在学中の方がいる場合は、**学生証のコピー**を提出してください。

④ 住民票（次の条件にあてはまる方のみ）

生計を一にする方の中で**（本人を含む）、さいたま市以外に住民登録されている方**がいる場合は、さいたま市外に住む方全員の**住民票<本籍（国籍）・続柄・個人番号の記載なし>**を提出してください。なお、発行から3か月以内のものに限ります。

【貸付けの決定】

貸付審査委員会で所得算定を主として貸付者を選考し、予算の範囲内で貸付けします。審査結果は、貸付けの可否にかかわらず、以下の時期に郵送で通知します。

第1回募集・・・11月中旬

第2回募集・・・2月中旬

- ・ 申請を受け付けた際に、申請書類と引換えに受領証をお渡ししますので、審査結果が到着するまで大切に保管してください。
- ・ 第1回募集で貸付けができなかった場合も、第2回募集に申請することができます（再度貸付申請書の提出が必要です）。

【借受け手続】

貸付けが決定し借り受ける方は、連帯保証人を選任のうえ、次の書類を提出していただきます。**（本人確認をしますので、必ず生徒・学生が持参してください。）**

- ① 借用証（市の所定の書式）…連帯保証人の印鑑登録印による連署捺印が必要です。
- ② 連帯保証人の印鑑登録証明書（発行から3か月以内のもの）
- ③ 連帯保証人の「所得・課税（非課税）証明書（一部事項証明書）」（発行から3か月以内のもの）
- ④ 入学決定を証明する書類（合格通知等）**…課税額の均等割、所得割がわかる証明書。（市町村で名称が異なります）**
- ⑤ 振込依頼書（入学準備金の振込先金融機関等を記載）

※ 貸付決定者には詳細な手引を送付いたしますので、そちらを参照し、書類をそろえてください。

連帯保証人の条件…次の全ての条件を満たす方です。

- ア. 成年で独立の生計を営み、借受け手続日時点で満65歳以下の方
- イ. 債務の弁済能力を有し、「所得・課税（非課税）証明書（一部事項証明書）」の「（市・県）均等割、（市・県）所得割」の双方が課税されている方。均等割のみの課税は不可
- ウ. 借受人の父・母は不可（離別した父母も含む）。借受人又は保護者と同居の方は不可
- エ. 「さいたま市入学準備金・奨学金」の貸付けを受けていない方、または貸付けを受けて返還が終了した方

【貸付金の振込について】

借用証等の提出後、約2週間後に振込依頼書に記載された金融機関に振り込む予定です。

【返還方法】

卒業（正規の修業期間を終了）した翌月の半年後から口座振替（金融機関口座からの引き落とし）による返還が始まります。

◎ 返還回数

高等学校、高等専門学校 専修学校（高等課程）	30か月の分割返還
大学、短期大学 専修学校（専門課程）	60か月の分割返還

◎ 1回あたりの返還金額

次の例のようになります（無利子）。

<例> 高校入学のため20万円借りた場合

初回5,700円、2回目以降毎月6,700円

<例> 大学入学のため40万円借りた場合

初回4,700円、2回目以降毎月6,700円

◎ 当該学校を卒業後、さらに上級校へ進学する場合は、申請により1年間（更新可）、返還の猶予をすることができます。

◎ 今回の大学等に関する貸付けは、市内在住や在学時の成績など一定要件を満たした場合に、返還開始前に申請することで返還金の一部（最大で貸付総額の4分の1）が免除となる制度が利用できます。